正誤

平成29年3月31日付け岩手県報第11670号登載岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則(平成29年岩手県規則第34号)

誤 正 (県民生活センター所長 (県民生活センター所長 (部長等指定職員専決事 (部長等指定職員専決事 専決事項) 専決事項) 項) 項) 第40条 広域振興局の部長 第40条 広域振興局の部長 、審査指導監、行政セン 、行政センターの所長、 部若しくは行政センター ターの所長、部若しくは に置く室の長、土木部の 行政センターに置く室の ダム管理事務所長若しく 長、土木部のダム管理事 はダム建設事務所長、土 務所長若しくはダム建設 木部土木センター整備事 事務所長、土木部土木セ ンター整備事務所長又は 務所長又は岩泉林務出張 所長(以下この条におい 岩泉林務出張所長(以下 て「部長等」という。) この条において「部長等 が指定する職員は、次に 」という。) が指定する 掲げる事項及び前条第1 職員は、次に掲げる事項 項各号及び第2項各号に 並びに前条第1項各号及 掲げる事項のうち軽易又 び第2項各号に掲げる事 は定例的な事項で部長等 項のうち軽易又は定例的 があらかじめ指定したも な事項で部長等があらか のを専決することができ じめ指定したものを専決 することができる。 る。 $(1)\sim(3)$ 「略] $(1)\sim(3)$ [略] (県民生活センター所長 (県民生活センター所長 専決事項) 専決事項)